



收第一三四一號

昭和拾九年五月六日

各區長 長野原町長

野犬撲殺及畜犬整理ニ関スル件

近時県下各地ニ狂犬ノ類出沒シ人畜ヲ咬傷セシメタル事件頻々トアリ
斯クテハ狂犬病豫防治安確保上由々シキ問題ナルヲ以テ今般内政
部長通牒ニ基キ全縣下一齊ニ實施致スコトニ相成候條左記御
配慮ノ上御多忙中御迷惑ナラ本目的達成ニ格段ノ御配慮相
成度

一畜犬トハ鑑札ナキヲ野犬トハ其ノ他ノ犬ヲ謂フ

記

マデニ犬現在届ラ提出セシムルコト(別紙様式)

一右届出ラ為サシムル際ニ野犬(鑑札ナキ犬)飼養主ニ対シテハ強制的ニ
撲殺ニ應ゼシムルト共ニ左記日時場所等ヲ徹底ノ上牽付セシムルコト

一畜犬(鑑札アル犬)飼養主ニ対シテモ獵犬等眞ニ必要止ムヲ得ザルモノノ外右
處置ニ應ゼシムル如ク勸奨セラレ度

一獵犬ニシテ鑑札ナキモノハ速ニ届出ラシテ鑑札ノ交付ヲ受クルコト

◎撲殺ヲ行フ日時及場所牽付ノ区域左ノ通り

五月八日 午前八時ヨリ午後三時マデ於大津町立屠場

五月九日 午前八時ヨリ午後三時マデ於大津町立屠場

於鹿桑種馬所 應桑

收第一三四一號

昭和拾九年五月六日

各區長殿

野犬撲殺及畜犬整理ニ関スル件

近時県下各地ニ狂犬ノ類出沒シ人畜ヲ咬傷セシメタル事件頻々トアリ
斯クテハ狂犬病予防治安確保上由々シキ問題ナルヲ以テ今般内政
部長通牒ニ基キ全縣下一齊ニ實施致スコトニ相成候條左記御
配慮ノ上御多忙中御迷惑ナラ本目的達成ニ格段ノ御配慮相
成度

記

一、畜犬トハ鑑札アル犬ヲ、野犬トハ其ノ他ノ犬ヲ謂フ

一、畜犬ノ責任ヲ明カニスルノ要アルヲ以テ畜犬タルト野犬タルトヲ問ハズ本月十日
マデニ犬現在届ラ提出セシムルコト(別紙様式)

一、右届出ラ為サシムル際ニ野犬(鑑札ナキ犬)飼養主ニ対シテハ強制的ニ
撲殺ニ應ゼシムルト共ニ左記日時場所等ヲ徹底ノ上牽付セシムルコト

一、畜犬(鑑札アル犬)飼養主ニ対シテモ獵犬等眞ニ必要止ムヲ得ザルモノノ外右
處置ニ應ゼシムル如ク勸奨セラレ度

一、獵犬ニシテ鑑札ナキモノハ速ニ届出ラシテ鑑札ノ交付ヲ受クルコト

◎撲殺ヲ行フ日時及場所牽付ノ区域左ノ通り

五月八日午前八時ヨリ午後三時マデ於大津町立屠場

五月九日 午前八時ヨリ午後三時マデ於大津町立屠場

於鹿桑種馬所 應桑

川原畑・川原湯・横壁・林・長野原・大津・羽根尾・古森・与喜屋

五月九日 同 於鹿桑種馬所 應桑

26 飼い犬の供出2

昭和19年(1944)

県内で野犬にかまれてけがをする事件が多く発生
していることから、狂犬病予防と治安確保を目的とし
て、野犬(鑑札のない犬)と獵犬以外の畜犬(鑑札
のある犬)を集めて処分することを各區長に伝えていま
す。